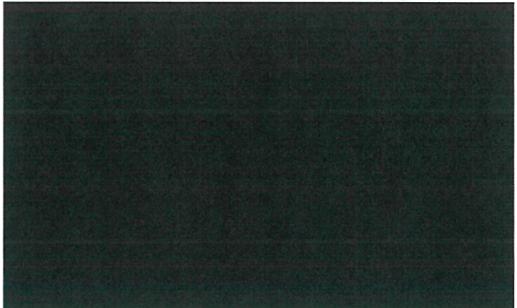


陳述書

東京高等裁判所 民事部 御中

令和6年1月22日

(住所)



(氏名)



1. 私のバックグランドの紹介

私は、[医大] 医科大学の [ ] にて教授をしております。[ ] 大学院で疫学・統計学を学んで以降は日本で臨床試験を軸に研究しています。また、小児科専門医として外来診療にあたり、医学生、大学院生の教育にもあたる日常を送っています。

一方、2001年、米国同時多発テロ以降、角川書店のワンテーマ21シリーズで新書「[ ]」を[ ] に著しました。それ以降、内閣官房危機管理室 危機管理監アドバイザーとして、生物テロの講義を関係者に対して実施してまいりました。また、その後も[医大]において毎年バイオセキュリティの図上訓練を実施していました。そのため、バイオテロで使われる可能性のある生物剤の専門家というよりは、過去のケースをベースとした危機管理の専門家という立場で国際会議（生物兵器禁止条約、G8 Advanced Management of Biological Threats など）に出席してきました。

以上の履歴は丙A第143号証の（1）にある通りです。

2. インタビューのきっかけ：ファースト・コンタクト

平成29年4月29日経済産業省・安全貿易調査員の[ ] 氏より以下のeメールを拝受しました。[ ] 氏とは[ ] でバイオセキュリティの図上訓練に参加いただいたとの、双方[ ] 機構の[ ] であった点で接点がありました。

~~~

小生現在経済産業省の非常勤職員及び安全保障貿易情報センターでアドバイザーをやっております。ご承知の通り、「ならず者 国家、テロ国家」に先進国の製品の輸出を規制する役割です。先般、柏市にある税関研修所で税関職員相手に規制貨物についての講義を行つ

たのですが、その際オブザーバーとして参加されておりました警視庁 [REDACTED] [REDACTED] の [REDACTED] 巡査長より更に詳細な説明をしてほしいと依頼を受けています。貨物は凍結乾燥機、噴霧乾燥機についてですが、先生の研究室ではこのようなものを使用しておられるでしょうか。(特に凍結乾燥機とオートクレープ) もし使用しておられるなら、[REDACTED] 巡査長に先生を紹介してよろしいでしょうか。警視庁は外部とのメールのやり取りを禁止しているため、先生の連絡先の電話番号を教えていただければ [REDACTED] 巡査長より 電話をさせます。

~~~~~

これに対して以下のように回答しております。

~~~~~

[REDACTED] さん

ご無沙汰しております。オートクレープは私の研究室では使用しておりませんが、どこにでもある学生も使うような簡単な装置です。我々の研究室では凍結乾燥機は使用しておりませんが、真空乾燥遠心機は使用しております。

[REDACTED]

~~~~~

### 3. 第一回目のインタビュー

平成29年5月31日（水）13時来訪

[REDACTED] 巡査長<sup>1</sup>を含む3人が来訪されました。しかし、この時、[REDACTED] 警部補は来訪されていません。記憶は不確かですが、小児科の研究室にあるオートクレープ＝高圧蒸気滅菌器（一般的なオートクレープ滅菌では、この121℃で15～20分間の加熱処理を行います）と我々の研究室にある真空乾燥遠心機をお見せしたと思います。そこで「バイオテロについてご教示いただきたい」とのことでの過去の内閣官房危機管理室で使ったパワーポイントの資料をかいつまんで説明したと記憶しています。丙A第143号証は平成29年12月22日に聴取したことになっていますが、実際には同年5月31日の内容です。[REDACTED] 刑事は第一回目のインタビューに参加していませんでした。何故そのようなことをしたのか、違和感を覚えます。

以下、私から聴取した内容を記載したとされる平成29年12月25日付け2つの聴取結果報告書を詳細に検討していきますが、私がインタビューに回答した内容が正しく記載された箇所と回答した記憶がない内容が追記修正してある箇所があります。

聴取結果報告書は2023年12月1日に毎日新聞の[REDACTED]記者、同月30日に大川原化工

<sup>1</sup> 警視庁 [REDACTED] の名刺として以下を保有（来訪日は不明）：

機事件で弁護人・代理人を務める高田剛弁護士から頂きました。警視庁公安部の方から記載内容に間違いがないかの確認の連絡を受けたことはなく、昨年12月に初めて見る内容でした。

### 丙A第143号証（2）

同部の説明は以下の私の資料からのまとめだと思います。細かい話にはなりますが、私はsmallpox, viral hemorrhagic feversに対して「痘瘡ウイルス」「出血性ウイルス」という用語は普段使いません。それぞれ「天然痘ウイルス」「(エボラなどの)出血性ウイルス熱」と述べたと思います。インタビューの際、録音していたか否かは記憶にありませんが、その場に居なかった人間が調書をまとめた可能性があると感じています。少なくとも  
【】 刑事は第一回目のインタビューには参加していませんでした。

## Category A

### Category A (definition below)

- Anthrax (*Bacillus anthracis*)
- Botulism (*Clostridium botulinum* toxin)
- Plague (*Yersinia pestis*)
- Smallpox (*variola major*)
- Tularemia (*Francisella tularensis*)
- Viral hemorrhagic fevers (filoviruses [e.g., Ebola, Marburg] and arenaviruses [e.g., Lassa, Machupo])

容易に人から人へ感染する  
死亡率が高い  
人々の健康に大きなインパクトがあり得る  
人々のパニックを誘発し得る  
社会的混乱を誘発し得る  
公衆衛生的準備を必要とする

### 丙A第143号証（3）：中段～下段は意図していないことが記載された可能性あり

貨物等省令の「平均粒子径10マイクロメートル以下の製品を製造することが可能なもののとはどういう意味か？」と問われ、「直径10マイクロメートル以下の粒子になると人間の気道を通過して肺胞に到達し致死率が高くなるからではないか？」と回答したと記憶しています。

しかしながら、（3）の中段「生物テロにより直接肺に感染させた場合、自然発生的な感染と比較してワクチンが効き難くなる、劇症化する、致死率が上昇する等の被害が想定され…」に関してですが、私自身このような想定をしたことはありませんので、おそらく語ってはいないと思います。

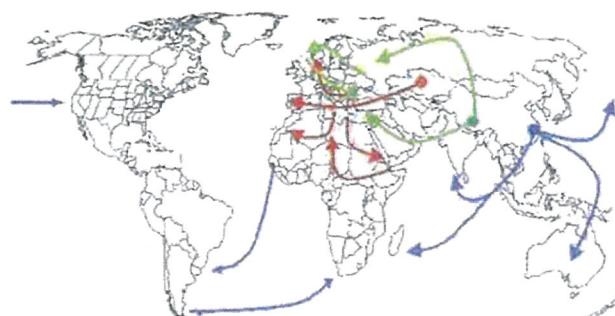
また「特に肺感染するペスト菌や炭疽菌によるテロが危惧されているところです」という箇所ですが、「ペスト菌が使われる可能性も否定できないが、最も使われる可能性が高いのは炭疽菌であろう。実際、2001年に炭疽菌芽胞を用いた郵便テロがあり犠牲者がでた。

上院議員のパトリック・レーイにあてた手紙の中には「10万人を殺すに足る量の炭疽菌が含まれていた」が、郵便番号が間違っていたため本人には届かず犠牲者はでなかった。また、旧ソビエトのスペルドルフスクで生物兵器工場の煙突から炭疽菌芽胞が漏れた際には風下の住人および数10km先の家畜が犠牲になった。この炭疽菌芽胞はペスト菌や他の生物テロに使われ得る菌あるいはウイルスと異なり熱に強くオートクレーブ高圧蒸気滅菌により100度を超える高温で十分な時間をかけて加熱しないとこれを死滅させることはできない。」と強調した記憶があります。したがって下段「そしてカテゴリーAの病原体の中でも細菌である炭疽菌、ペスト菌、野兎病菌は熱に対する抵抗性があることから…」と記述されていますが、このように語った記憶はなく、繰り返しになりますが、「オートクレーブ高圧蒸気滅菌により100度を超える高温で十分な時間をかけて加熱しない限り、バイオテロで使用される蓋然性の最も高い炭疽菌芽胞を確実に死滅させることはできない」という私の強調したコメントは記載されていません。彼らにとってこの点を記載することは不都合だったのではないかと私は想像します。そのため(4)以下ではペスト菌の話に終始しています。ペスト菌は芽胞を形成しないため、オートクレーブ高圧蒸気滅菌の必要はなく、殺菌は炭疽菌芽胞に比べると容易なため好都合だったのかもしれません。

#### 丙A第143号証(4)

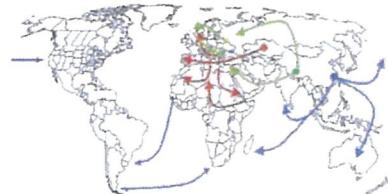
ペスト菌の歴史的大流行に関する詳しい説明がありますが、資料の中からピックアップした内容です。

**AD541: First recorded plague pandemic**  
(記録に残る最古のペスト世界的流行)



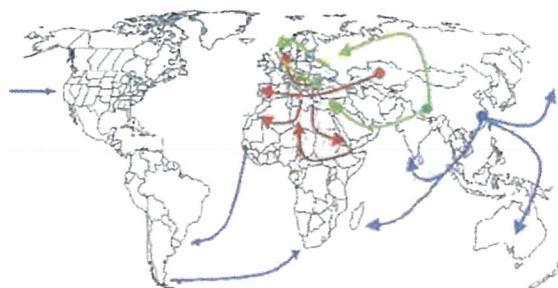
- エジプトからはじまったペスト流行は、ヨーロッパに達するほどであった。結局、北アフリカ、中央、南アジアを含めて半数以上の人口が失われたと言われている。

### AD1346: Second recorded plague pandemic (記録に残る2回目のペスト世界的流行)



- 黒死病(black death or great pestilence)は1346年にはじまり、2千万から3千万のヨーロッパ人を死亡させたといわれている。この人数は、当時のヨーロッパの人口の約3分の1に相当した。村から村へは感染したねずみや人により広がったが、国から国へは船で広がった。さらに流行は130年続いたため、政治、文化、宗教にまで多大な影響をもたらした。

### AD1855: Third recorded plague pandemic (記録に残る3回目のペスト世界的流行)



- 中国全土そしてインドにまで広がった。
- 1200万人以上の人々が亡くなった。

#### 丙A第143号証(5): 死亡率に矛盾あり

冒頭の「先程も説明したとおり、ペスト菌は、肺ペストの致死率が極めて高く、WHOの資料には、ほぼ致命的（100パーセント）と書かれており、アメリカによる抗生素が使用可能な状況のデータでさえ、致死率は57パーセントにも上ります」ですが、資料のどこにもほぼ致命的（100パーセント）とは書かれていません。ということは、そのように私は話していません。炭疽菌芽胞を吸入して発症した場合の致死率は、旧ソビエト・スベルドロフスクの漏洩時には90%、米国郵便炭疽菌テロ時、11例中5例であり、炭疽菌よりペスト菌が大量空中散布された方が被害甚大であることをあとから追記したのではないかと想像します。何故なら以下の記述と矛盾するからです。

私は以下のスライドで肺ペストに自然感染した場合の死亡率を57%としています。

## 病型による頻度と死亡率( )内 抗生素使用可能な情況でのアメリカのデータによる

- ・ 腺ペスト 84%(14%)
- ・ 敗血ペスト 14%(22%)
- ・ 肺ペスト 2 %(57%)

2次性の肺ペストはもっと死亡率が高い可能性あり

一方、「なお、WHOは、ペスト菌を50キログラムに粉体化して人口500万人の都市に散布した場合、約15万人が肺ペストを発症し、そのうち3万6,000人が死亡すると試算しています」と記載があります。この記述は以下の私のスライドを採用したものと思われます。その致死率は  $36000/150000 = 24\%$ で、決して100%ではありません。

## 戦後の情況

- ・ ソビエトとアメリカはペストのエアロゾール化に成功。このことにより、ノミの持つ不確実性を兵器から取り除いた。
- ・ アメリカの科学者は、1970年生物兵器開発プログラムを終了するまでに、ペストの大量生産には成功していなかった。一方、ソビエトは、生物兵器として使用可能な程の量産体制を確立していた。
- ・ 1995年、オハイオ州の微生物学者が郵便物で不正にペストを入手したことにより逮捕されたことがある。
- ・ WHOの試算によると、「もしも50kgのペストが5百万都市の上空から散布されたとすると、およそ15万人が肺ペストを発症し、そのうち3万6千人が死亡するであろう。ペスト菌は、エアロゾールとして散布された場合、1時間生存する。」

先に述べた通り、私はバイオテロにおいて使用される蓋然性が最も高い菌は炭疽菌であるとして、その説明を中心にしました。しかし、炭疽菌芽胞を死滅させるにはオートクレーブで圧力をかけた状態で滅菌、いわゆる高压蒸気滅菌する必要があり、疑われている噴霧乾燥機が高压蒸気滅菌することができない、一方、「ペスト菌であれば被疑機器により殺菌可能である」というシナリオにすり替えたかったのではないかと推察します。そこで炭疽菌にはほとんど触れず、ペスト菌が生物テロの最も使われる可能性が高く、しかも最も致死率の高いエージェントで、これを製造し得る機器こそが輸出の規制対象となるというストーリを私のインタビューを通して印象づけたかったのではないかと想像します。

### 4. 第二回目のインタビュー

平成29年1月22日（金）13時来訪

警視庁の [ ] 警部補（以下、「[ ] 刑事」といいます。）を含む3~4名が私の研究室に来訪されました。このときの主な内容が丙A第130号証に記載されています。そのた

め、聴取年月日は正しく、[REDACTED] 刑事も同席のもと行われました。しかし、このインタビューの目的が最初に説明されることなく「滅菌と殺菌はどう違うのか?」といった質問から始まりました。その後も法律の解釈に関して専門家としての見解を求められました。

他方、私は機械・装置の専門家ではなく、噴霧乾燥器を扱った経験はありません。また、私は法律の専門家ではありませんので、外国為替及び外国貿易法及び同法に基づく政省令による輸出規制や、その法解釈について専門的知見を有するものではなく、研究や講義で取り扱ったことはありません。国際的な輸出管理レジームであるオーストラリアグループについても、知見を有しません。そのためインタビュー中も「何故私がこのような質問を受けるのか、私が適任なのか?」と考え、違和感を持っていました。

#### 丙A第130号証 5. 聽取結果

5. 聽取結果の2ページから3ページの6行目:「…を失わせることと解します」までは私が話した記憶があります。しかし、それ以下は私が話したという記憶がなく公安部の創作が入っていると感じています。

「なお、貨物等省令第2条の2第2項第五号の二には、死滅（殺菌）させるべき具体的な微生物の名称が記載されていません。」➡ この発言はした記憶がありません。客観的にみても私は法律の専門家ではないため、このような説明はしないと思います。

「微生物の中でも、細菌は、熱に対する抵抗性が強いため、生物兵器として粉体化することは実用的であると言われています。」➡ この発言もした記憶がありません。

先に示したように「オートクレーブ滅菌により 100 度以上で十分な時間をかけて加熱しない限り、バイオテロで使用される蓋然性の最も高い炭疽菌芽胞を確実に死滅させることはできない」と強調した記憶はありますが、「炭疽菌など芽胞を形成する菌以外の微生物の中でも、細菌は、熱に対する抵抗性が強い」とは思っていませんし、よってこのような発言は私の口からはでていないと思います。またペストなどの細菌は熱を加えて粉体化した場合、どれくらい高温かにもよりますが、菌自体も死滅する可能性があり、生物兵器としては使い物にならない可能性があります。逆に炭疽菌芽胞は熱に耐性を示す為、これを粉体化できたとしても、使用後機器をオートクレーブ滅菌できなければ、その機器が生物兵器製造に使用可能であるとは考えにくいと思います。しかしひペスト菌が本機器で感染性を保ったまま粉体化できると仮定すれば、使用後の機器の滅菌は可能かもしれません。ペスト菌は 70~80°C の温度で 25~30 分程度で死滅するとされているからです。

上記理由から炭疽菌やペストなど具体的な微生物の名称が記載されていないことを逆手にとり、都合の悪い炭疽菌芽胞には触れずに、都合の良いペスト菌の説明を詳述し、「ペストはカテゴリーA のバイオテロに使われる可能性が高い菌である。ペスト菌は本機器に

よる粉体化時の加熱にも耐性で、使用後機器の殺菌が可能である。本法律に具体的な微生物の名称の記載がない以上、炭疽菌には使えないがペスト菌の粉体化に使えるのであれば、本法律の規制対象に該当する」と論理展開したかったのではないかと想像します。

それ以下の法律の解釈に関しても、私の方から説明できる内容ではなく、[REDACTED] 刑事の考え方を記載したものと思われます。

「そして、貨物等省令ハにおいて「滅菌又は殺菌」と規制されているのは、殺菌と滅菌を区別するためのもので、滅菌は、あらゆる微生物を殺滅又は除去することであるが、殺菌は、噴霧乾燥器で製造した特定の細菌をすべて死滅させることです。」<sup>27</sup> この発言はした記憶がありません。炭疽菌芽胞を死滅させることができなければ「滅菌は、あらゆる微生物を殺滅又は除去することである」に該当せず不都合なため、「殺菌は、噴霧乾燥器で製造した特定の細菌をすべて死滅させることです。」と定義し、もしも疑われている機器が特定の菌、例えばペスト菌を死滅させることが可能な「殺菌」の性能を有していれば「滅菌又は殺菌」なのだから、滅菌できずとも殺菌できれば法律の指定する機器に該当するという結論につなげたかったのではないかと私は想像します。

「結論としまして、貨物等省令ハの解釈は、「定置した状態で、装置内部のあらゆる微生物を殺滅若しくは除去すること、又は製造した貨物等省令第2条の2第1項第二号に記載されている特定の微生物をすべて死滅させて感染能力を失わせることができるもの」という結論に至ります。」<sup>28</sup> 私は、そもそも本件法令に関する知識は有しておりませんでしたので、私から本件法令の解釈を述べることはあり得ません。記憶が定かではありませんが、ひょっとすると、私は [REDACTED] 刑事による本件法令の説明を、受動的に相槌を打ったり頷いたりしながら聞いた可能性はあり得ると思います（記憶は不確かです）。しかし、私自身が法解釈について能動的に説明や解釈を行ったわけではありません。

本インタビュー終了後に調査報告書が作成されました。目的を伝えられないままインタビューがはじまり、最後に該当する機器を輸出している会社があるといった話しをしていましたように思います。しかし、そのような機器（会社）があることを聞いたのは、第一回目のインタビューではなかったと思いますが、二回目であったか、それ以降であったかは記憶が定かではありません。平成30年4月5日、令和3年2月24日に [REDACTED] 刑事から電話をもらいました。そのどちらかで、「おかげさまで逮捕となりました」といった報告を受けた記憶があります。

## 5. 第三回目のインタビュー

令和1年8月21日（水）16：00～

令和1年8月1日、[ ] 刑事より以下のメールをもらいました。

~~~~~

大変ご無沙汰しております。

このたび捜査を進めるうちに、先生にご教示頂きたい点が新たに浮上いたしまして、

先生におられましてはご多忙と存じますが、お時間をいただけますでしょうか。

お伺いしたい内容は以下のとおりです（機微な内容を含むため大まかである点、ご容赦ください。）。

①生物兵器の製造工程とミサイル搭載要領

②生物兵器に関する国際情勢（主にロシア・中国）

③生物剤の開発（人工的に加工される生物剤等）

その他参考事項

また、新たにご挨拶させていただきたい者がおりますので、3名でお伺いできればと考えております。

~~~~~

何を話したか記憶が曖昧です。

## 6. 第四回目のインタビュー

令和2年2月12日（水）13：00～

令和2年2月3日、[ ] 刑事（[ ] 警部代筆）より以下のメールをもらいました。

~~~~~

大変ご無沙汰しております。

先生のご活躍を各メディアで拝見しております。

私どもの捜査におきまして再度先生の見識をお伺いしたく、ご連絡差し上げた次第でございます。

お伺いしたい内容は以下のとおりです。

1 細菌と毒素のしくみ（毒素の産出等について）

2 新型肺炎ウイルスについて

3 その他参考事項

先生におかれましては大変ご多忙と存じますが、ご検討いただけますと幸いです。

なお私どもとしましては、来週の12～14日ころにお伺いできたらと考えております。

毎度ぶしつけなご連絡で申し訳ございません。

ご自愛くださいませ。

~~~~~

前回のインタビューの再確認だったと記憶していますが、コロナ禍で対応に忙しかった時期で何を話したかは不確かです。

私は、該当する機器を輸出しようとしている会社が生物テロに加担する確たる証拠が他

にもあるのだろう、この法律は補助的な根拠でしかないだろうと勝手に考えていました。また、逮捕前であれば細かい情報は私には開示されるわけもないと思い込んでいました。今は、「他にもその会社が生物兵器を使われることを知りながら輸出している根拠はあるのですか？」と訊かなかつたことを後悔しています。逆に、被疑者には全く生物兵器製造に加担する意図がないのに、この如何様にでも解釈可能な法律で逮捕されてしまうことに不条理さを感じずにはいられません。

公安は重大事件が発生する前にこれを予防する役目があります。よって、法律に該当すれば逮捕する根拠になります。2001年、アメリカで炭疽菌郵便テロがありました。これを受けてこのような法律が作られたものと想像します。しかし、それから20年、テロリストはこのような機器を輸入せずとも生物剤を製造できるでしょう。この領域の法律は専門家の意見も交えつつ常に見直し改訂等が必要になるのではないでしょうか。

裁判においては「誰が悪いのか？」ということにフォーカスされがちだと思います。しかし、誰かを非難するのではなく、今回の事例を通して生物テロを未然に防止する仕組みを再度考え直す機会となって欲しいと感じています。

以上